

羅臼町水道事業会計

令和6年度水質検査計画

目

次

- 1 水質検査の基本方針
- 2 羅臼町水道事業の概要
- 3 河川流域及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目・頻度
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査の方法及び実施状況の確認、
- 8 試料の採取及び運搬方法
- 9 水質検査計画と水質検査結果の公表
- 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 11 関係者との連携

1 水質検査の基本方針

- (1) 検査地点
水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加えて、原水(取水口、着水井、水質検査室原水用蛇口)とします。

- (2) 検査項目
水道法で検査が義務づけられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度
水道法及び本町の過去の検査結果に基づいて、項目ごとに検査頻度を設定検査を実施いたします。

2 羅臼町水道事業の概要

・上水道事業

湯の沢浄水場系統

水源(羅臼川水系羅臼川)の取水堰堤で表流水を取水し、沈砂池を経て、自然流下で湯の沢浄水場へ送られます。

峯浜浄水場系統

水源(リクシベツ川水系リクザカイ川)の取水堰堤で表流水を取水し、自然流下で峯浜浄水場へ送られます。

岬浄水場系統

水源(クアマベツ川水系アマベツ川)の取水施設で表流水を取水し、自然流下で岬浄水場へ送られます。

(1) 給水状況

区分	内容
事業体の名称	羅臼町水道事業会計
給水区域	峯浜地区、幌萌地区の一部から海岸町地区、岬町地区(モセカル地区を除く)
計画給水人口	4,520人
計画一日最大給水量	4,496 m ³
一日最大給水量	令和5年度実績 4,460 m ³
一日平均給水量	令和5年度実績 3,870 m ³

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	湯の沢浄水場
水源	羅臼川水系羅臼川表流水
計画給水人口	6,820 人
水利権	4,191 m ³ /日
給水能力	4,066 m ³ /日
一日最大給水量	令和5年度実績 3,974 m ³
一日平均給水量	令和5年度実績 3,384 m ³
主な給水区域	幌萌地区の一部から海岸町地区
浄水処理	薬品沈殿、急速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)、アルカリ剤(ソーダ灰)、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

(3) 浄水場施設概要

浄水場名	峯浜浄水場
水源	リクシベツ川水系リクザカイ川表流水
計画給水人口	320 人
水利権	316 m ³ /日
給水能力	316 m ³ /日
一日最大給水量	令和5年度実績 316 m ³
一日平均給水量	令和5年度実績 314 m ³
主な給水区域	峯浜地区
浄水処理	緩速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

(4) 浄水場施設概要

浄水場名	岬浄水場
水源	クアマベツ川水系クアマベツ川表流水
計画給水人口	950 人
水利権	170 m ³ /日
給水能力	170 m ³ /日
一日最大給水量	令和5年度実績 170 m ³
一日平均給水量	令和5年度実績 168 m ³
主な給水区域	岬町地区(モセカル地区を除く)
浄水処理	緩速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

3 河川流域及び水道水の状況

湯の沢浄水場取水地点、峯浜浄水場取水地点は国有林内。岬浄水場取水地点は、町有地内(山林)で環境及び水質に恵まれた水源を持つ本町の浄水場では、良好な河川水を取水し、適切な浄水処理を行い、これまでの水質検査結果から水質基準を充分満たしており、安全で良質な水道水を供給しています。

(1) 水系別原水の汚染要因による注意すべき項目

水系	羅臼川	陸境川	クアマベツ川
原水の汚染要因	降雨・融雪等による高濁水及び大腸菌の発生	降雨・融雪等による高濁水及びクリプトスボリ	降雨・融雪等による高濁水及び大腸菌の発生
水質管理上注意すべき項目	濁度及び残留塩素	濁度及び残留塩素	濁度及び残留塩素

(2) 浄水場使用薬品及び資機材からの由来による注意すべき項目

使用薬品	注意すべき事項
凝集剤(PAC)	アルミニウム

消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)	臭素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある。)
ム)	塩素酸(次亜塩素酸ナトリウム保管中における塩素酸濃度の増加がある。)

4 検査地點

(1) 給水栓水

浄水場毎に給水区域が分かれているが、配水管がほぼ一直線になつているため各1か所にて水道法に基づく1日1回の色、濁り、消毒の残留効果検査を行います。

(2) 浄水場の入口(原水)

浄水場毎に、流入原水の検査を行います。

(3) 浄水場の出口(配水)

湯の沢浄水場、岬浄水場について浄水場内、峯浜浄水場に送水管より濁度の連続測定を行います。

(4) 水源

水系毎に、取水施設及び取水地点の巡回を行います。

5 検査項目・頻度

(1) 検査項目

水質基準項目は全項目(51項目)の水質検査を行います。また、1日1回行う項目(色・濁り・消毒の残留効果)についても検査を行います。

更に、原水のクリプトスボリジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌、クリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を行います。

原水のクリプトスボリジウム及びジアルジアの合計個数が1回の検査時に10個以上検出された場合に限り、滾過池と連続監視の浄水濁度計の有効性を確認するため、净水に関してクリプトスボリジウム・ジアルジアの検査を行います。

(2) 検査頻度

給水栓及び原水における水質検査は、以下のとおり行います。

- 1) 給水栓における水質基準項目(水質検査表(1)～(6)参照)
 - ア) 法に基づく水質検査表(1)の項目 No.1,2,11,38,46～51 の検査は毎月1回行い、No.10,21～31,33,34,40 の検査は3ヶ月に1回行います。
 - イ) 法に基づく水質検査表(1)のうち、過去3年間の濃度が基準値の1/10以下の場合、また、過去の結果の濃度が1/2以下で諸要件を満たし省略可能な項目については、3年に1回まで検査頻度を減らすこと

が出来ます。

ウ)法に基づく水質検査表(1)の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

2) 流入原水における水質基準項目

法に基づく水質検査表(1)の項目No.1,2,11,38,46,47,49～51の検査は3ヶ月に1回行います。

No.21～31,48以外の全項目検査は年1回行います。

3) クリプトスパロジウム指標菌(水質検査表(8)参照)

原水のクリプトスパロジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌を年1回、取水河川におけるクリプトスパロジウム・ジアルジアについて年1回の検査を行います。

但し、峯浜浄水場の原水については、原水のクリプトスパロジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌を月1回、取水河川におけるクリプトスパロジウム・ジアルジアについて年4回の検査を行います。

6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような状況で水質基準に適合しない、おそれがある時に法に基づく水質検査表(1)の項目No.1,2,10,37,45,～51の

検査並びに水質基準に適合しないおそれのある項目について行います。

(1) 原因不明の色及び濁りが生じるなど原水水質が著しく悪化したとき。

(2) 净水工程に異常があつたとき。

(3) 配水区域内において消化器系感染症が流行しているとき。

(4) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査は、水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた機関で、外部精度管理を受けて一定の基準を満たしている下記業者に委託

で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け、結果の確認を致します。

札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 6 番 6

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

8 試料の採取及び運搬方法

1) 試料の採取方法

試料の採取は、事業体の職員が指定された採取方法により試料容器に採取し、採取日・採取地点・採水者・残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容します。

2) 試料の運搬方法

試料の運搬は、採水地から検査施設まで検査機関の指定した運搬業者等により、所定の時間内に着手できるよう速やかに搬送します。

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、役場窓口及び羅臼町ホームページにて閲覧できます。

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は役場窓口及び羅臼町ホームページにて閲覧できます。

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

上水道、簡易水道の系統ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

11 関係者との連携

本町は水道水の安全を確保していくため、河川管理者等と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

発行・問い合わせ先

羅臼町建設水道課

〒086-1892

目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL 0153-87-2163 FAX 0153-87-2916

羅臼町内図

原水及び浄水採水地

ラウス川水系ラウス川
湯の沢国有林標津事業区 233 林班い小班

リクシベツ川水系リクザカイ川
峯浜国有林内 118 林班る小班

クアマベツ川水系クアマベツ川
岬町 15 番地

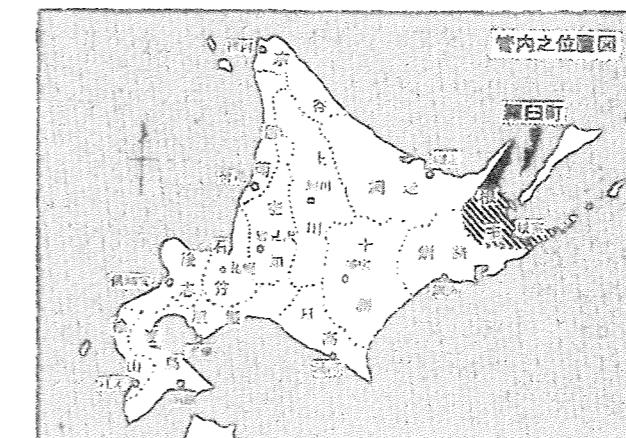
海岸町消防詰所
海岸町 340 番地の 2

峯浜消防詰所
峯浜町 49 番地の 3

河川表	漁港表
二級河川	第一種漁港
越別川	知門別漁港
春吉丹川	オツカバケ漁港
知西別川	於尋麻布漁港
羅臼川	相泊漁港
	第二種漁港
	松法漁港
	第四種漁港
	羅臼漁港

岬町消防詰所
岬町 138 番地の 2

路表	
道名	
羅臼線	23.8
國道	
國道 335 号線	44.0 (内 2.9) (里 2.9)
國道 334 号線	58.9 (内 3.9) (里 3.9)



法令に基づく水質検査
水質基準と検査実施における方針

番号	項目	名	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等
				検査基本頻度	検査省略頻度		
色	異常でないこと		毎日	毎日		365	法令に基づき1日1回
濁り	異常でないこと		毎日		365	法令に基づき1日1回	
残留塩素	0.1mg/1以上				365		
1 一般細菌	100 個/ml以下	月1回	月1回		12	法令に基づき月1回	
2 大腸菌	検出されないと				12		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下				1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/1以下				1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	年1回	3年に1回		1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/1以下				1	過去の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	
9 垂硝酸対塩素	0.04mg/1以下	年1回	3年に1回		1	過去の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	年4回	年4回		4	法令に基づき3ヶ月に1回	
11 硝酸隊塩素及び亜硝酸対塩素	10mg/1以下	月1回	3年に1回		12	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
14 四塩化炭素	0.002mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
15 1・4ジオキサン	0.05mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下		年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/1以下				1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/1以下				4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	
22 クロロ酢酸	0.02mg/1以下				4		
23 クロロホルム	0.06mg/1以下				4		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下				4		
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下				4		
26 臭素酸	0.01mg/1以下				4		
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/1以下		年4回		4	法令に基づき3ヶ月に1回 (消毒に次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用)	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下				4		
29 プロモジクロロエタン	0.03mg/1以下				4		
30 プロモホルム	0.09mg/1以下				4		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下				4		
32 垂鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	年1回	3年に1回		1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	

法令に基づく水質検査
水質検査表 水質基準と検査実施における方針

番号	項目名	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等
			検査基本頻度	検査省略頻度		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	年 4 回	3 年に 1 回	4	過去 3 年間の結果等から 3 年に 1 回以上とすることができるが性状確認のため 1 年に 4 回(凝集剤に PAC を使用)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下		1 年 1 回～3 年 1 回	4	過去 3 年間の結果等から 3 年に 1 回以上とすることができるが性状確認のため 1 年に 4 回
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	年 1 回	3 年に 1 回	1	過去 3 年間の結果等から 3 年に 1 回以上とすることができるが性状確認のため 1 年に 1 回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	年 1 回	3 年に 1 回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下			1	
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	月 1 回	月 1 回	12	法令に基づき 1 ヶ月に 1 回
39	カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/l 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
40	蒸発残留物	500mg/l 以下			4	過去 3 年間の結果が 5 分の 1 以上であるため 1 年に 4 回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	年 1 回	3 年に 1 回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため 1 年に 1 回
45	フェノール類	0.005mg/l 以下			1	過去 3 年間の結果等から 3 年に 1 回以上とすることができるが性状確認のため 1 年に 1 回
46	有機物等(全有機炭素量(TOC)の量)	3mg/l 以下			12	
47	PH 値	5.8 以上 8.6 以下			12	
48	味	異常でないこと	月 1 回	月 1 回	12	法令に基づき 1 ヶ月に 1 回
49	臭気	異常でないこと			12	
50	色度	5			12	
51	濁度	2			12	

水質検査表
(羅臼上水道)

令和5年度水質検査計画	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数										定期水質検査実施月																			
		過去の検査結果等					検査回数																								
		過去3年間の検査結果等				過去の検査結果	最高値	基準値の1/5以下	基準値の1/10以下	水溶等の変更の有無	最高値	基準値の1/2以下	規則第15条第1項第4号を勘案	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 一般細菌	100個/ml以下	0			無	0					○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2 大腸菌	検出されないこと	不検出			無	不検出					○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003		○	無	<0.0003	○	○			○								○												
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005		○	無	<0.00005	○	○			○								○												
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002		○	無	<0.002	○	○			○								○												
9 亜硝酸対窒素	0.04mg/l以下	<0.004		○	無	<0.004	○	○			○								○												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○				○								○												
11 硝酸隊窒素及び亜硝酸対窒素	10mg/l以下	0.12		○	無	0.12	○				○		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	○		無	0.09	○	○			○								○												
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.09		○	無	0.08	○	○			○								○												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002		○	無	<0.0002	○	○			○								○												
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○								○												
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-シクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○								○												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○								○												
20 ペンゼン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○								○												
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.12	○		無	0.12	○				○								○			○			○						
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.001		○	無	<0.001	○				○								○			○			○						
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002		○	無	0.001	○				○								○			○			○						
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	○		無	0.001	○				○								○			○			○						
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004		○	無	0.006	○				○								○			○			○						
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○				○								○			○			○						
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.011		○	無	0.011	○				○								○			○			○						
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002		○	無	<0.001	○				○								○			○			○						
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003		○	無	0.003	○				○								○			○			○						
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	0.002		○	無	0.002	○				○								○			○			○						
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003		○	無	<0.003	○				○								○			○			○						
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.010		○	無	0.009	○	○			○																				
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02		○	無	0.02	○	○			○								○			○			○						
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01		○	無	0.01	○	○			○								○			○			○						
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.006		○	無	0.005	○	○			○																				
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	18.6		○	無	16.9	○	○			○																				
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001		○																											

水質検査表

(臺浜簡易水道)

令和5年度水質検査計画	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数												定期水質検査実施月													
		過去の検査結果等						検査回数																			
		過去3年間の検査結果等				過去の検査結果		最高値	基準値の1/2以下	規則第15条第1項第4号を勘案	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml以下	0			無	0		○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと	不検出			無	不検出		○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003		○	無	<0.0003	○	○			○									○							
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005		○	無	<0.00005	○	○			○									○							
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005		○	無	<0.005	○	○			○									○							
9 垂硝酸対窒素	0.04mg/l以下	<0.004		○	無	<0.004	○	○			○									○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○		○			
11 硝酸隊窒素及び垂硝酸対窒素	10mg/l以下	0.15		○	無	0.13	○		○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05		○	無	<0.05	○	○			○									○							
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02		○	無	<0.02	○	○			○									○							
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002		○	無	<0.0002	○	○			○									○							
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○									○							
16 シスー1・2-ジクロロエチレン及びトランスー1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○									○							
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無	<0.0005	○	○			○									○							
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○							
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.006		○	無	<0.006	○			○										○	○	○	○		○		
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○			○										○	○	○	○		○		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003		○	無	<0.003	○			○										○	○	○	○		○		
32 垂鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.017		○	無	0.014	○	○			○									○							
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01		○	無	<0.01	○	○			○									○	○	○	○		○		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01		○	無	<0.01	○	○			○									○	○	○	○		○		
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004		○	無	0.003	○	○			○									○							
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.4		○	無	6.2	○	○			○									○							
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001		○	無	<0.001	○	○			○									○	○	○	○		○		
38 塩化物イオン	200mg/l以下	5.6		○	無	5.2	○		○											○	○	○	○		○		
39 カルシウム-マグネシウム(硬度)	300mg/l以下	21.5		○	無	21.5	○	○</																			